

オリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) 概要

すべての市立小・中学校、特別支援学校、高等学校（171校）を「オリンピック・パラリンピック教育実施校」とし、2020年に向けて、スポーツの価値を知るための学習やパラスポーツの体験、パラリンピックを題材とした道徳教育の展開などを通じて、多様性理解や国際理解の力を育むための教育を行います。

(2) 平成29年度 主な取組

1) トップアスリートとの交流事業（行動計画P21）

オリンピック・パラリンピアンなどを招いてのジュニアアスリート教室等の交流事業を実施します。

➤野球・サッカー・バスケットボールなどのトップスポーツチームやアスリートと市民との交流を促進します。

2) パラリンピック4競技の普及・促進（行動計画P23）

各競技団体と連携・協力し、4競技の普及を進め、体験会等のイベントや大会等の実施について検討します。

➤平成29年8月、千葉ポートアリーナで開催されるジャパンパラゴールボール競技大会に際し、子どもたちとの交流や市の広報媒体等を積極的に活用した周知活動など大会を支援します。

3) パラリンピアン等による学校訪問（行動計画P23、35）

小中学校へパラリンピアン等が訪問し、講演や体験会を通して、競技や障害者への理解を深めます。

また、アスリートとの交流を通じて、市内で開催されるパラスポーツ大会の観戦につなげます。

4) パラスポーツを小中学校の授業の一環として展開（行動計画P35）

「体育・保健体育におけるオリパラ教育検討委員会」において、パラスポーツの実施等を検討し、ゴールボール、シッティングバレーボールなどをモデル校で実施するとともに、学校の実情に応じて、順次小・中学校、特別支援学校に拡大していきます。

また、車椅子バスケットボールについても導入を検討します。

5) 福祉講話の実施（行動計画P37）

障害者への理解や共生社会の意識醸成を図るため、障害のある人が障害の特性や配慮について説明する「福祉講話」を市内の小中学校で実施します。

6) パラリンピック関連の題材・教材を使った道徳等授業の展開（行動計画P38）

「千葉市に生きる」の中にパラリンピックに向けた道徳教材を毎年1事例作成し、小学校の道徳の授業で活用します。